

第2回 名寄市農業委員会総会（令和6年2月）会議録

日 時 令和6年2月27日（金）

午後1時30分 開始

午後2時40分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	1件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	8件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	26件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	8件	承認
第6	報告第1号	農地法第4条転用工事完了報告	1件	承認
第7	報告第2号	農用地利用集積計画の変更について	1件	承認

第2回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
2番 新田司	12番 林秀典	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
4番 清水康史	14番 武田修一	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	15番 山上瞳	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	25番 越孝則
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
10番 安達啓治	18番 中村敏夫	27番 又村裕司

欠席 6番 水間健詞 9番 村上清

第2回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年2月27日（金）午後1時30分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは令和6年第2回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和6年第2回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。本日は6番 水間委員、9番 村上委員から欠席報告を受けており、委員定数26名中、委員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、22番 竹部委員、23番 南原委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、竹部委員、南原委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。番号34番の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号34番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号34番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。中央から少し右上に北山とありますが、その右下に湧永薬草園とあり、その下の左が所在地になります。農地パトロールの際に、私と越委員、菅野委員、事務局が現地を確認しています。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
番号34番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号24番から番号31番までを一括して審査します。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号24番から番号31番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番から番号31番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
初めに売買の審査を行います。番号59番については、村中代理が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。（13：38）

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：39）
番号59番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号59番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号59番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号59番は原案のとおり決定いたしました。
村中代理の席移動のため、暫時休憩といたします。（13：41）

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：42）
続きまして、番号60番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号60番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 25番 越です。番号60番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。上のほうに黄色のマーカで十五線とあります。こちらの左側に一か所あり、もう一か所は十五線を下り、線路を超えた辺りが所在地になります。2月8日にあっせん委員会を開催していますが、畑の価格については、地域の単価を基準に設定し、砂地で耕作しやすい土地が反当り14万円、粘土の土地を反当り9万円としています。受け手については、地域の調整でも、令和5年より賃貸をしている〇〇〇さんが適任であると納得をいただいています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号60番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号60番は原案のとおり決定いたしました。
番号61番は、私から意見があるため暫時休憩といたします。(13:44)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:45)
番号61番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号61番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号61番について説明します。2月9日に私と又村委員、菅原委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。瑞生の下に二十六線と黄色のマーカがあります。これを道道下士別線に向かっている突き当りの角が所在地になります。〇〇さんの持病が悪化したため、今回の売買になりました。暗渠等が入っていないことから、地域価格より少し低い反当り21万円で両者合意となっています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号61番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号61番は原案のとおり決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(13:48)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:48)
番号62番については、住田委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。

暫時休憩します。(13:48)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:49)
番号62番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号62番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号62番について説明します。2月5日に私と林委員、事務局であつせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで丸三道路とあります。「丸」の道路を挟んで右上が所在地になります。地域で協議を行い、単価については、基盤整備がなされていないことや、農道の整備がなく出入りに不便があることなどを考慮して、反当り7万4千円と設定しました。両者合意の上での売買となっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号62番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号62番は原案のとおり決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(13:52)

議 長： 議事を再開いたします。(13:53)
続きまして、**賃貸借**の審査を行います。**番号37番、番号38番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号37番、番号38番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号37番、番号38番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号37番、番号38番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号39番**は村中代理から意見がありますので、席移動のため暫時休憩といたします。(13:54)

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：54）
事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号39番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号39番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。右側に下川町との境界線があり、十線の下の朝日川の隣接したところが所在になります。以前から〇〇〇〇と供給契約していた土地で、相続した〇〇〇〇さんとの賃貸借になります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号39番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号39番について原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩とします。（13：26）

議 長： それでは議事を再開いたします。（13：27）
番号40番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号40番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号40番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。大通りの上側に日進橋があります。橋を渡り右に曲がり、線路を超えて100m程進んだところに所在地があります。〇〇さんと〇〇さんとの10年間の新規賃貸借となります。審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。番号40番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号41番、番号42番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号41番、番号42番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

高橋委員： はい。

議 長： 高橋委員。

高橋委員： 5番 高橋です。番号41番、番号42番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。左上に国道40号と黄色のマーカーがあります。右側に細い道があり、バイパスと交差するところが所在地になります。1年間の新規の賃貸借となります。審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、高橋委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号41番、番号42番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号41番、番号42番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号43番、番号44番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号43番、番号44番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号43番、番号44番について説明します。番号43番については、新規の賃貸借になります。所在については、地図の6ページをご覧ください。下の方に国道40号と黄色のマーカーがあります。その左側に「南」とあり、送電線の近くが所在地になります。周りを耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんとの賃貸借です。番号44番は賃貸借の更新となります。審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番、番号44番について原案のとおり決定することにご

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番、番号44番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号45番は菅野委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(14:05)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:05)
番号45番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号45番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号45番について説明します。番号45番については、新規の賃貸借になります。所在については、地図の6ページをご覧ください。中央ピンクのマーカで智恵文とあります。その上に小学校があり、小学校の下が所在地になります。審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号45番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号45番は原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(14:10)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:11)
番号46番から番号48番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号46番から番号48番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号46番から番号48番について説明します。番号46番については、賃貸借の更新になります。内3筆は、議案第2号で合意解約のあった〇〇さんの土地です。

番号47番、番号48番は賃貸借の更新になります。審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号46番から番号48番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番から番号48番までは原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号49番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号49番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号49番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで南二番通があり、その左側の畑になります。両者合意の上、新規の賃貸借となっています。審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号49番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号49番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査を行います。**番号6番**は村中代理から意見があります。席移動のため暫時休憩といたします。(14:13)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:13)
番号6番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号6番について説明します。所在については地図の7ページをご覧ください。黄色のマーカーで国道239号があります。右側に日彰とピンクのマーカーがあり、その文字と国道を挟んだ対面側が所在地になります。両者合意の上、新規の賃貸借となっています。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩いたします。(15:14)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:14)
続きまして、番号7番から番号9番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号7番から番号9番までを読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号7番から番号9番について説明します。所在については地図の7ページをご覧ください。番号7番については、右上の日進橋を渡りすぐ右手に曲がった所に十字路があり、その左手側が所在地になります。こちらは〇〇さんと〇〇さんの新規の使用貸借になります。番号8番については、日進橋を越えて線路があり、道路と天塩川の狭い間のところが所在地になります。番号9番については、その道路と線路の間になります。3件とも1年間の使用貸借です。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番から番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番から番号9番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号10番は竹部委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願ひます。
暫時休憩します。(14:17)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:17)
番号10番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号10番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号10番について説明します。本件は〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの使用貸借の更新になります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(14:19)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:19)
引き続き、番号11番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号11番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 22番 竹部です。番号11番について説明します。本件は使用貸借の更新となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号11番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号1 2番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号1 2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号1 2番について説明します。〇〇〇〇さんが個人で所有している畑を〇〇〇〇〇〇さんに使用貸借するものです。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1 2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1 2番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号1 3番、番号1 4番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号1 3番、番号1 4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号1 3番、番号1 4番について説明します。所在については地図の9ページをご覧ください。番号1 3番については、右下に黄色のマーカーで南四番通とありますが、「番」の文字の1cm程下が所在地になります。番号1 4番は、南三番通の左に十一線とありますが、「線」の辺りが所在地になります。それぞれの作業効率を上げるための使用貸借となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1 3番、番号1 4番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1 3番、番号1 4番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号40番、番号41番は村中代理から意見がありますので、席移動のため暫時休憩いたします。(14:25)

議 長： それでは議事を再開いたします。(14:25)
番号40番、番号41番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号40番、番号41番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号40番、番号41番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。下川町との境にある朝日川の近くに所在地があります。○○○○さんは以前より営農しておらず、それぞれに供給契約していました。今回、第3条でその土地を売買するものです。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号40番、番号41番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号40番、番号41番は原案の通り決定いたしました。
席移動のため暫時休憩いたします。(14:28)

議 長： 議事を再開いたします。(14:29)
引き続き、**番号42番、番号43番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます

事務局： (議案第3号 番号42番、番号43番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号42番、番号43番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。番号42番については、日進橋を渡り、すぐ右に○○さんの宅地があり、その周囲が100番台の所在地になります。次に、道道日進名寄線を行くとダムがあり、その手前左手が残りの土地になります。こちらは売買となります。番号43番については、「こっしん」の乗降所があり、その道路を挟んで南側が所在地になります。こ

ちらについては、賃貸借となります。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4 2番、番号4 3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4 2番、番号4 3番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4 4番から番号4 6番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号4 4番から番号4 6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 2 5番 越です。番号4 4番から番号4 6番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。まず番号4 4番については、先ほどのあっせんの場合で触れました十五線の横の農地になります。宅地が掛かっているため第3条での売買となりました。番号4 5番、番号4 6番については、黄色のマーカーで八線と七線があり、その周辺に点在する農地となっています。〇〇〇さんの父親が亡くなったことに伴う相続農地の処分が番号4 6番となり、番号4 5番はそれに付随して同じく相続農地の処分になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4 4番から番号4 6番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4 4番から番号4 6番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4 7番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号4 7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号47番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。緑町とピンクのマーカ―があり、その下が所在地になります。〇〇さんから通い地のため処分したいと申し出があり、近隣を耕作している〇〇さんが買い手となりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号47番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第4条転用工事完了報告」を議題に供します。
番号2番について菅原委員より報告をお願いいたします。

菅原委員： 1番 菅原です。番号2番について報告いたします。昨日、〇〇さんの農家住宅が建っていることを確認してきました。

議 長： 番号2番について、「農地法第4条転用工事完了報告」がありました。

議 長： 続きまして、日程第7、報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」を読み上げ説明する。)

議 長： 報告第2号「農用地利用集積計画の変更について」の説明がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第2回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時40分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____